

ご利用の手引き

資金名	短期資金			
目的	中小企業者が必要とする短期の一般的な運転資金を融資する			
融資対象者	県内で事業を営む中小企業者等			
資金使途	運転資金（組合等の場合、組合員への転貸資金を含む）			
借換	本貸付（県制度融資「短期資金」）からの借換資金として利用可能【その他のポイント②】			
融資条件	利率	年1.70%（固定）	期間	1年以内
	限度額	1企業・1組合 3,000万円 【その他のポイント①】	預託	あり
	信用保証	原則として保証協会の保証を付ける（取扱金融機関が認める場合は不要）		
	責任共有制度	原則として対象（責任共有制度の対象外となる保証制度を利用する場合を除く）		
	保証料率	保証協会所定の保証料率		
	連帯保証人	保証協会又は金融機関の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）		
	担保	保証協会又は金融機関の定めによる		
申込先	取扱金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会			
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）（信用保証を付す場合） ① 兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）（信用保証を付さない場合）			
添付書類	② その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類			
融資フロー	<p>【信用保証を付さない場合】実行報告【その他のポイント④】</p>			
その他のポイント	<p>① 融資限度額は、他の資金とは異なり、1年度内の本資金の融資残高の限度とします。したがって、融資実行日の属する年度内に既に本資金の融資を受け、その融資残高がある場合は、限度額から融資残高を引いた額までしか融資できません。他方、1年度内の累計の融資実行額に限度はありません。また、年度が替われば限度額の計算上、融資残高はリセットされます。</p> <p>② ただし、保証協会の保証を付ける場合は、保証を付けた短期資金からのみ借換が可能です。（その他、保証制度上の制限を受ける場合もあります） なお、追加融資（真水部分）と借換資金を一本化しての利用も可能です。</p> <p>③ 返済方法は取扱金融機関の定めによるものとします。（一括返済も可能です）</p> <p>④ 保証協会の保証を付さずに本貸付を実行した場合、兵庫県中小企業融資申込書（様式第2号）について、取扱金融機関の本店又は母店でとりまとめの上、毎月の融資実行状況報告と併せてデータで送付ください。（保証協会の保証を付した場合は、取扱金融機関から県への報告・送付は不要です）</p>			